

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五九

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「環境管理事務所長（西部）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和四年七月十六日から適用する。